

**2025年度(第29回)秋田県グランドシニアゴルフ選手権競技
競 技 規 定**

期 日 : 2025年6月25日(水)・26日(木)

場 所 : 男鹿ゴルフクラブ
〒010-0351 男鹿市五里合箱井字長信太68

TEL 0185-25-3131 FAX 0185-25-2190

1. ゴルフ規則 : 日本ゴルフ協会ゴルフ規則と、この競技のローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定 : 競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、全ての事柄についてこの委員会の裁定は最終である。
3. プレーの条件 : 6月25日(水) 第1ラウンド 18ホール・ストロークプレー
6月26日(木) 第2ラウンド 18ホール・ストロークプレー
*本選手権競技は「18ホール終了」をもって成立とし、2日間で36ホール終了出来なかった場合は競技を短縮する。
4. タイの決定 : 36ホールを終わり、1位がタイの場合は、即日委員会の指定するホールにおいてサドンデス方式によるプレーオフを行い優勝者を決定する。2位以下の順位は最終ラウンドのスコアを比較し、成績の良い競技者とする。それでもなお決まらない場合はマッチング・スコアカード方式により決定する。
5. クラブと球 : 適合ドライバーヘッドリスト:ローカルルールひな型G-1を適用する。
このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰:失格
溝とパンチマークの仕様:ローカルルールひな型G-2を適用する。
このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰:失格
適合球リスト:ローカルルールひな型G-3を適用する。
このローカルルールに違反して最新のリストに掲載されていない球でストロークを行ったことに対する罰:失格
46インチを超える長さのクラブの制限:ローカルルールひな型G-10を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰:失格
6. キャディー : 正規のラウンド中、プレーヤーのキャディーの使用を禁止する。
このローカルルールの違反の罰:「ローカルルールひな型H-1.1」を適用する。
7. 競技終了時点 : 競技委員長が成績表を確認し署名した時点をもって終了したものとみなす。
8. 参加資格 : 秋田県ゴルフ連盟加盟倶楽部の会員で、1955年(昭和30年)12月31日以前に誕生のハンディキャップインデックス25.4までの男子アマチュアゴルファーに参加資格を付与する。
(1) 秋田県ゴルフ連盟加盟倶楽部の会員
(2) 秋田県在住のJGAプレミアム会員
注1. 適用するハンディキャップインデックスは、申込時点の数値とする。
注2. 競技委員会は競技中を含めていつでも、出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取消することが出来る。なお、競技委員会はプレーヤーが次のいずれかにでも該当する場合(ただし、これらに限らない)、当該プレーヤーを出場に相応しくないとプレーヤーを判断するものとする。
① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき。
② 自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったことのある者であることが判明したとき。
9. 賞 : 優勝～第3位 参加者全員に参加賞

10. 参加申込み : (1) 加盟倶楽部会員の参加希望者
参加料を添えて所属倶楽部に申込みこと。申込を受けた所属倶楽部は秋田県ゴルフ連盟ホームページから申込みこと。
(2) 加盟倶楽部会員以外の参加希望者
所定の用紙により参加料を添えて最寄りの加盟倶楽部、または秋田県ゴルフ連盟に申込みこと。申込を受けた加盟倶楽部は秋田県ゴルフ連盟に申込みこと。
申込先：秋田県ゴルフ連盟
〒010-0922 秋田市旭北栄町1-48 TorapantsBldg 301
TEL 018-883-0861 FAX 018-883-0862
11. 申込開始日 : 2025年5月28日(水)午前10時から申込を受け付ける。
12. 申込締切日 : 2025年6月11日(水)午後5時必着
締切り後の申し込みは、理由の如何を問わず受理しない。
13. 参加料 : 5,000円
(注) プレー代、食事代等は参加者各自負担 (プレー代は会員扱い)
振込先：秋田銀行本店 普通口座 №54879 秋田県ゴルフ連盟
※ 申込締切後の参加取消の場合、参加料は返金しない。
14. 練習期間及び指定練習日 : 6月12日(木)～6月24日(火)までの平日とし料金は会員扱いとする。(但しコンペは除く)
減税・免税適用者以外は練習ラウンド3回まではゴルフ場利用税の優遇を受けることができる。
尚、指定練習日は6月20日(金)・6月23日(月)・6月24日(火)の3日間とし、選手は予めスタート時刻を開催倶楽部へ直接予約すること。
15. 個人情報に関する同意内容 : 参加希望者は参加申込みに際し、秋田県ゴルフ連盟が取得する参加申込者の個人情報を次の目的の範囲内で他に提供(公表)することについて予め同意することを要する。
(1) 当該競技 (以下「選手権」と称する) の参加資格の審査。
(2) 選手権の開催および運営に関する業務。これには、①参加者に対する競技 関係書類 (組合せ表等) の発送、②選手権の開催に際し、選手権関係者 (報道関係者を含む) に対する参加者の氏名、生年月日、プロ・アマの別、所属 (所属クラブ、学生の場合学校名および学年) その他選手紹介情報並びに選手権の競技結果の公表を含む。
(3) この申込による参加者の個人情報とその選手権における競技結果の記録の保存、並びに選手権終了後において必要に応じ、そのうち上記(2)②記載の公表事項の適宜の方法による公表。
16. 肖像権に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申込に際し、本選手権競技 (競技会場における競技に伴う前後の行事等を含む) に関して、その中継・再映・報道・広報のため、あるいは秋田県ゴルフ連盟の目的に反しない範囲で利用するために、写真・テレビ・映画・ラジオ・その他の各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物 (適正範囲の編集に限る) にかかる競技者の肖像権 (収録物等にかかる競技者の氏名・肖像を展示・通信・放送・上映により一般に公開しあるいは貸与し、頒布するなどして他に提供する権利) を秋田県ゴルフ連盟に譲渡することを、予め承諾することを要する。
17. 服装規定など : プレーヤーは参加にあたり、主催者や開催コースより、服装規定やその他遵守すべき規定の通知があった場合はそれに従うこと。

注 : グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。

秋田県ゴルフ連盟競技委員会